

6. 法を知ることによって意識は変わる

法律の認知度と結婚への態度をクロス集計すると、それらの相関関係が見えてきました。

◎パネル2

◎パネル5

「障害者差別解消法」の認知度×子どもの結婚相手が「障がい者」だった場合の態度

		結婚に対する態度		
		「問題にしない」グループ	「考えなおす」グループ	
法律の認知度	障害者差別解消法	内容(趣旨)を知っている	77.4%	21.8%
		あることは知っている	61.6%	35.9%
		知らない	58.9%	38.6%

「ヘイトスピーチ解消法」の認知度×子どもの結婚相手が「外国人」だった場合の態度

		結婚に対する態度		
		「問題にしない」グループ	「考えなおす」グループ	
法律の認知度	ヘイトスピーチ解消法	内容(趣旨)を知っている	90.2%	8.1%
		あることは知っている	80.3%	18.6%
		知らない	72.9%	24.4%

「部落差別解消推進法」の認知度×子どもの結婚相手が「同和地区出身者」だった場合の態度

		結婚に対する態度		
		「問題にしない」グループ	「考えなおす」グループ	
法律の認知度	部落差別解消推進法	内容(趣旨)を知っている	79.0%	20.4%
		あることは知っている	71.7%	26.7%
		知らない	66.7%	31.9%

いずれの差別解消法においても、法律の「内容(趣旨)を知っている」人は、結婚に対する態度で「問題にしない」が高く、「知らない」人は、「考えなおすように言う」が高くなっています。

法律の内容(趣旨)を理解していくことが、結婚差別の解消につながると考えられます。